

統合に伴う指定学校変更の取扱いについて

統合に伴う指定学校変更の取扱いについては、原則、以下のとおりとなります。

1 指定学校変更の取扱い

(1) 【下新城小の在校生】

- ・ 小学校卒業までの間に統合を迎える学年の児童は、特例として令和7年度から飯島小へ指定学校を変更（転学）することができます。
- ・ 対象学年は、令和6年度の1年生～3年生となります。
- ・ 変更年月日（転学年月日）は、保護者と児童の希望する日となります。

(2) 【下新城小の新入学児童】

- ・ 入学時に、特例として飯島小へ指定学校を変更することができます。
- ・ 対象は、令和7年度から8年度までの新入学児童となります。

※指定学校を変更した場合の登下校については、保護者の責任において対応していただくこととなります。

[統合年度までの学年]

(統合)

| 特例対象 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|------|---------|---------|-----|
| | — | — | — |
| | 6年生 | — | — |
| | 5年生 | 6年生 | — |
| ○ | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ○ | 3年生 | 4年生 | 5年生 |
| ○ | 2年生 | 3年生 | 4年生 |
| ○ | R 7新1年生 | 2年生 | 3年生 |
| ○ | — | R 8新1年生 | 2年生 |

2 保護者へのお知らせ

特例の対象となる児童の保護者（令和6年度に下新城小の1年～3年に在籍している児童および令和7年度の下新城小学区に居住する新1年生）には、特例の取扱いについて、別途お知らせいたします。

特例の対象となる児童の保護者が、指定学校変更を希望する場合は、教育委員会学事課で所定の手続きが必要となります。